

1 目的

本事業は、介護保険法第115条の45第2項第6号の規定に基づく地域支援事業に定められた認知症総合支援事業として、久慈市高齢者福祉計画に基づき、関係機関・市民等と連携して実施するものである。

認知症と共に希望を持って生きるという「新しい認知症観」に立ち、認知症についての普及啓発、認知症サポーターの養成、相談支援体制の整備、出張型認知症カフェの運営等に係る取組を行うことにより、認知症の人やその家族を地域が一体となって支える地域づくりに寄与することを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 対象地域

久慈市全域

4 業務内容

項目	内容
(1) 認知症への理解を深めるための普及啓発事業	<p>①認知症サポーター養成講座の実施</p> <p>認知症サポーターの養成を目的として、市内の企業や学校、住民等を対象とした認知症サポーター養成講座を実施する。実施回数は委託期間内に10回以上とする。なお、講座実施に係る実施先の新規開拓、企画立案や調整（講座受講機関との日程調整、会場手配等）及び認知症サポーターキャラバンへの実施報告も含むものとする。</p> <p>講座の内容については、認知症サポーターキャラバン「認知症サポーター養成講座基準」に準拠すること。</p> <p>※令和6年度実績 市内小中学校 7校</p>

	<p>②出前講座の実施</p> <p>認知症に対しての正しい知識の普及啓発を目的として、企業、サロン団体等を対象とした認知症出前講座を実施する。なお、出前講座実施に係る実施先の新規開拓、企画立案や調整（講座受講機関との日程調整、会場手配等）の業務も含むものとする。実施回数は委託期間内に 10 回以上とする。</p> <p>※令和 6 年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 事業所 ・ いきいき百歳体操団体 12 団体
<p>(2) チームオレンジ活動支援事業</p>	<p>チームオレンジ活動支援</p> <p>既存のチームオレンジ等に対して、情報提供や助言を行うことにより活動の継続を支援する。</p> <p>※チームオレンジ団体数 1 団体 (令和 7 年 12 月 15 日現在)</p>
<p>(3) 認知症相談支援事業</p>	<p>①相談支援</p> <p>認知症の人や家族等の相談対応、訪問対応等を行い、必要なサービスが認知症の人やその家族に提供されるための調整を行う。なお、相談の受理方法は、地域包括支援センターや介護事業所等の関係機関からの情報提供も含む。</p> <p>※令和 6 年度実績 延べ 31 件</p>

	<p>②認知症初期集中支援チーム員としての活動</p> <p>認知症初期集中支援チーム員として、当該チームの活動に協力する。活動内容は、チーム員会議への出席、他チーム員との情報共有及びケース対応等が想定される。</p> <p>※令和6年度実績 チーム員会議2回出席</p>
<p>(4) 出張型認知症カフェ 運営事業</p>	<p>出張型認知症カフェの運営</p> <p>認知症の人に限らずその家族や地域住民など誰でも気軽に集える場所として、出張型認知症カフェを運営する。運営場所は、各地区の市民センターや公民館、民間施設等を活用することが想定される。なお、運営に係る会場の手配や関係機関との連絡調整も業務に含むものとする。</p> <p>●運営回数について</p> <p>(1) 委託期間内において10回以上運営すること。</p> <p>(2) 各地区（久慈、侍浜、夏井、宇部、長内、小久慈、大川目、山根、山形）においてそれぞれ1回以上運営すること。</p> <p>(3) (2) に定める地区のうち、2回運営する地区が含まれていても差し支えない。</p>
<p>(5) その他事業</p>	<p>①久慈市主催事業への協力</p> <p>久慈市が主催又は共催する認知症に関する事業（研修会、講演会、会議等）の実施への参加、協力を行う。</p> <p>※令和6年度実績 4回</p>

	<p>②当該委託業務に係るその他事業の実施</p> <p>家族会等の実施など、本仕様書「1 目的」を達成するために効果的と思われる事業については、創意工夫のうえ実施することを妨げない。なお、実施にあたっては、事前に市に報告するものとする。</p>
--	---

5 業務を行う者

認知症地域支援推進員の要件を満たす者を1名以上配置し、業務を行うものとし、認知症地域支援推進員は認知症初期集中支援チーム員を兼務するものとする。なお、補助者（資格不要）を配置することを妨げない。

※認知症地域支援推進員の要件

【認知症の医療や介護の専門的知識及び経験があり、次の資格を有する者】

- ・医師 ・保健師 ・看護師 ・作業療法士 ・歯科衛生士
- ・精神保健福祉士 ・社会福祉士 ・介護福祉士等の資格を有する者
- ・認知症の医療や、介護の専門的知識及び経験を有すると市が認めた者

6 認知症地域支援推進員の配置報告等

(1) 業務開始時

受注者は、配置する認知症地域支援推進員の氏名等を遅滞なく久慈市に報告するものとする。

(2) 従事者証の携行

受注者の報告を受け、久慈市は認知症地域支援推進員従事者証を交付する。認知症地域支援推進員は従事者証を携行し、必要に応じて対象者等に提示し、業務を行うものとする。

7 認知症カフェの運営方法について

対象者	<p>(1) 認知症の人とその家族</p> <p>(2) 認知症の疑いのある人とその家族</p> <p>(3) その他認知症について関心のある地域住民や専門職等</p>
-----	--

実施方法	<p>(1) 開催日は、平日、休日、祝日を問わない。開催時間は、10時から20時までの間で自由に設定する。</p> <p>(2) 参加の申込方法は問わない。(申込不要等)</p> <p>(3) 参加料は無料とするが、飲食に係る費用については、実費相当額を参加者に負担させることができる。</p> <p>(4) 参加者に飲食を提供する場合は、事前に久慈保健所に相談し必要な手続きを行ったうえで提供すること。</p> <p>(5) 認知症の人とその家族が参加しやすい雰囲気づくりに努めること。</p> <p>※取組の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お茶会をしながらの団らん ・参加者同士の交流や情報交換 ・健康講話 ・個別相談
------	---

8 法令の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

9 中立性の保持

受注者は、常に業務の中立性を保持するよう努めなければならない。

10 秘密の保持

受注者は、業務の実施上知り得た秘密を他人にみだりに漏らしてはならない。

11 公益確保の義務

受注者は、業務の実施にあたり公益を害することのないよう努める。

12 提出書類

業務着手時	①業務実施計画書 ②管理者決定通知書 ③担当者決定通知書
業務履行中	①月間業務実施報告書 ②打合せ議事録
業務完了時	①実績報告書 ②業務完了報告書 ③業務委託料請求書

13 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく久慈市に報告しなければならない。

14 疑義

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者の協議によるものとする。